

取調べの録音・録画制度についての意見

2012年9月19日

周防正行

事前に配られた書面〈取調べの録音・録画制度について（案）〉  
並びに〈取調べの録音・録画制度の枠組み〉と照らしあわせてお読みください。

## 1. 制度の枠組み

### ○制度の在り方

- 甲 取調べの録音・録画を捜査機関の行為義務とすることにより、捜査機関による取調べの録音・録画を担保する。
- 乙 取調べで得られた供述について、必要な録音・録画媒体が存しない場合には公判で利用できないとすることにより、捜査機関による取調べの録音・録画の実施を担保する。

「甲」「乙」それぞれが、上記のような内容であるなら、「甲」か「乙」かという二者択一はできない。

「甲」と「乙」を合わせた在り方を考えるべきだ。

甲のように取調べの録音・録画を義務とする考え方は正しいと思うが、捜査機関が義務違反をした場合、取調べをした捜査官が内部的な処罰を受けるとしても（処罰を決めるのは捜査機関となるだろうから、訓告などの形式的処罰になるかあるいは処罰すらない場合も出てくるだろう）、録音・録画なく取られた調書などが、公判の証拠にならないという保障はない。とすれば、取調べを可視化するという目的を達成することは難しくなる。

また、乙のように「取調べで得られた供述について、必要な録音・録画媒体が存しない場合には公判で利用できない」とするのは当然だと思うが、捜査機関が、公判に使わなくても良いと考えた場合には、その裁量によって「録音・録画」をしない場合も出てくるのが懸念されるし、録音・録画の実施を、捜査機関が決められる結果になることも予測される。従って、甲乙が共に制度化されないと、実効性は期待できないと思う。

## ○対象とする取調べの範囲

A 原則として取調べの全過程の録音・録画を必要とした上で、例外的に対象外とする。

A案に賛成。B,Cのように捜査機関の裁量に任せる制度であってはならない。ただし、A案であっても、「例外」はまさに「例外」であって、例外だらけにならないようにしなければならないので、例外の範囲も厳しく制限すべきだ。

そもそも、密室での取調べの弊害が明らかな故に考えられた制度なのであるから、まずは積極的に録音・録画制度を使った取調べ技術の向上を目指すべきで、今までの密室での取調べ経験からマイナス面ばかり（密室での取調べ技法が使えない）を想定して例外を作り出すべきではない。

## ○録音・録画制度による影響

どのような場合を対象外とすべきか

### ● 実施困難な場合（機器の故障）」

機器は取調べ前に機器の技術者が点検してから取調べを開始するべきだし、故障の場合を想定したバックアップ機材をも用意しておくべきだ。例えば取調べの途中で停電、震災など不測の事態が発生する稀な場合について考えてみると、そんな事態では取調べは中止になるだろうし、中止するべきだ。

これらの対策を講じても不測の事態によって録音・録画できていない場合がもし生じれば、その事実を公判廷で立証し、立証があった場合は、当の供述の重要性と機器故障のやむを得ない事情の両方を裁判所が考量判断して、証拠能力を認めるかどうか決定するほかない。

### ● 実施困難な場合（通訳人の拒否等）

通訳人がなぜ拒否するのか、できるのか、あまり発生しない事例だと思うが、他の通訳人を手配するまで取調べを中止するべきだ。

### ● 被疑者への影響が大きい場合（拒否、報復のおそれ等）

被疑者が拒否しても録音・録画は実施するべきだ。「拒否」を認めるとそれが真意であったかの立証が必要となり、法廷で無用な審理の長期化が懸念される。

「報復」は悪質な共犯者や暴力団組織との関係など、いずれも不法なり

アクションによるものだろう。それを容認するべきではない。極く例外的に、被疑者の人命に関わるような場合には、公判での証拠調べの方法によって対応するべきだ。

● 被害者・関係者への影響が大きい場合（名誉・プライバシーが害されるおそれ等）

刑事事件の取調べには、ほとんどすべてプライバシー、そのうち多くには名誉が内容に含まれる。犯罪被害を受けたことは、ほとんどの場合、被害者のプライバシーや名誉を傷つける。そうした供述を公判で使うかどうかは、その証拠としての重要性と、侵害されるプライバシーや名誉の被害の甚大さの相関関係で、だからそれをあらかじめ選別して録音・録画をしないという権限を捜査機関に委ねるべきでなく、裁判所の判断に委ねるべきで、名誉・プライバシーが害されるおそれは、録音録画した上で、公判廷で証拠調べをする段階で、工夫して対処すべきだ。

● 捜査への影響が大きい場合（秘密保持）

公判で用いる（そのための証拠開示）までは、録音・録画の内容は秘密保持されるのだから、用いなければ、又は用いるとしてもそれまでの間は捜査に影響は無い。

● 捜査への影響が大きい場合（萎縮等）

被疑者について、録音・録画することによって萎縮して供述しないが、捜査官に対しては萎縮しないで供述するということがあるのか。萎縮して脅しなどの手法が使えないのは捜査官ではないのか

○法的効果

I、II、IIIいずれも認められない。

取調べの録音・録画は、不適正な取調べを防止するために課された義務であるから、あえて捜査機関がその義務に違反したときは、取調べで得られた供述は全て証拠能力が否定されるべきである。

## 2. 制度の対象とすべき事件

### ○対象事件の範囲

対象を一部の事件に限るべきではない。現在、試行の対象となっている事件は、ごく一部であり、たとえば痴漢事件のような軽微とされる犯罪や、村木さんのような事件も特捜部以外の部署が扱えば、その対象外となってしまう。当面は、少なくとも、検察官の取調べでは例外なく全ての事件において、取調室に入るところから退出するまでの全過程を録音・録画しなければならないとすべきである。

また、警察での録音・録画もすべての事件を対象とすべきだと考えるが、現時点では物理的な困難があるというなら、全事件の実現を目指しながら、今のところは対象事件を設けざるをえないであろう。

例えば、裁判員裁判対象事件、知的障害者の事件、及び弁解録取時に被疑者が否認し、また被疑者又は弁護人から録音・録画を申入れた事件についてはその全過程を録音・録画することとし、併せて警察で取調べられ作成された調書も不利益事実を含んだ調書は公判で証拠となるので、その場合は全過程が録音・録画されていることを任意性を認める条件とすることによって録音・録画を義務付けるべきである。

## 3. その他

### ○参考人の取調べについても録音録画は義務付けるべきである。

少なくとも2号書面が出てくるなら、その調書の特信性判断において重要なものとなる。もし参考人の取調べが録音・録画されないのであれば、2号書面は廃止されるべきものとする。

### ○全過程録音・録画の無い供述及び供述書は、参考人、共犯者、在宅被疑者いずれの立場にあった者の供述であっても、証拠能力が無いとすべきである。